第5期嬉野市農業委員会 第11回定例総会議事録

令和元年6月3日

嬉野市農業委員会

# 第5期嬉野市農業委員会第11回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田横井手 外11筆 賃借権	R01.06.03	承 認
	2	五町田横井手 外11筆 賃借権	R01.06.03	承 認
	3	大草野多々良 使用貸借権	R01.06.03	承 認
	4	久間一本松 外19筆 使用貸借権	R01.06.03	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~13	久間白久保 外43筆 賃借権・使用貸借権	R01.06.03	承認
	嬉 1~7	下野一本松 外18筆 賃借権・使用貸借権	R01.06.03	承 認
		移転・転貸		
	1~21	五町田流海 外23筆 使用貸借権・賃借権	R01.06.03	承 認
		所有権移転		
	1	真崎一本谷 あっせん	R01.06.03	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	久間一本谷 外19筆 贈与	R01.06.03	許可
	2	久間一本谷 外11筆 売買	R01.06.03	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	大草野多々良 外1筆 共同住宅	R01.06.03	承 認
	2	久間辻 駐車場及び進入路	R01.06.03	承 認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下宿第七区画整理 宅地分譲	R01.06.03	承 認
	2	下野一本杉五 駐車場及び資材置場	R01.06.03	承 認
	3	吉田榎坂 外2筆 駐車場及び資材置場	R01.06.03	承 認

4	岩屋川内泉水 外2筆 太陽光	発電設備設置 R01.06.03	承認

### 第5期嬉野市農業委員会第11回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和元年6月3日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会6月3日午後1時30分議長 川内 利光 及び宣告 閉会6月3日午後2時55分議長 川内 利光
- 4 会議の公開の 非公開 可 否 ・ 理 由 非公開理由: 嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条

第1項の規定による

# 5 出席及び欠席委員並びに職員

### (農業委員)

議席 番号	氏 名	出欠	備考	議席 番号	氏 名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出		8	峰正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森和義	出	事前審查班長	1 0	杉﨑順憲	出	
4	西田昭義	出		1 1	山口安則	出	議事録署名 憲章朗読
5	植松和幸	出		1 2	生田健児	出	議事録署名
6	山口智佐代	出					

#### (職員等)

事務局長	福田正文	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課副課長	小原和子

#### 6 議事日程

第1 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

### 7 会議の概要 - 午後1時30分 開会 -

局 長 それでは、定刻になりました。

本日は、全員出席であります。定足数に達しておりますので、川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

# 会 長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号11番山口安則委員にお願いします。 全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和 御着席ください。

議長

それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第11回定例総会を開会いた します。本日、議題としますのは、議案5件で、審議事項は42件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号11番山口安則委員と12番生田健児委員 を指名します。よろしくお願いします。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。 整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。

貸付人は 五町田第4の ○○○○ 様、

借受人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  様です。所在地は、大字五町田 横井手  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 $\bigcirc$  他 1 1 筆、議案書 2ページの別紙①に記載のとおりです。地目はすべて田、面積は 1 0, 1 9 0 ㎡、

利用権区分は貸借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成29年12月1日から令和9年11月30日までです。

解約理由は、農事組合法人 ○○○○より脱退のためということです。農地法 18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。 以上です。

生 目 これで

議長それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長 続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

貸付人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、借受人は 五町田第4の 農事組合法人 ○○○○

代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 横井手 〇〇〇番〇 他11筆、議案書2ページの 別紙①に記載のとおりです。地目はすべて田、面積は10,190㎡、利用権区 分は貸借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成29年12月1日から令和9年11月30日までです。

解約理由は、農地の所有者が農事組合法人 ○○○○より脱退のため、

ということです。農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号2番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長 続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。

貸付人は 長谷の ○○○○ 様、

借受人は 同じく長谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 多々良 ○○○番○、地目は田、

面積は166㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成29年6月1日から令和4年5月31日までです。小作料は無償。 解約理由は、農地法第4条により転用申請するため ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 北下久間の 〇〇〇〇 様、

借受人は同じく北下久間の○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 一本谷  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 $\bigcirc$  他 19 筆、地目は田及び畑で、議案書 3ページの別紙 $\bigcirc$ に記載のとおりです。

面積は合計で10,516㎡、利用権区分は使用貸借権で、

目的は米と野菜です。

期間は平成24年3月27日から令和4年3月26日までです。

解約理由は、生前一括贈与をするためということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号4番については、原案どおり承認することに決定しました。

議長 次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画の決定について を議題とします。

> 皆さんにお諮りします。利用権設定について塩田町の分整理番号1番から13 番までについて を一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

異議なしと認めます。利用権設定について塩田町の分整理番号1番から

13番までについて、農業政策課の説明を求めます。

別添の表1ページ目から2ページ目を御覧ください。 農業政策課

利用権設定塩田町の分整理番号1番から13番までについてです。

貸し手人は 南志田の ○○○○ 様、他12名様です。

借り手人は 北下久間の ○○○○ 様、他9名様です。

所在地は、大字久間 白久保 ○○○番○、他43筆

地目は 田と畑、面積は合計で37,878㎡(田37,520㎡、

畑318㎡)です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年から15年で、再設定と新規です。 計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各 要件を満たしています。以上です。

議

それでは、塩田町の分整理番号1番から13番までについて、質疑を行ないま す。質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から13番まで については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田 町の分整理番号1番から13番までについては、原案どおり承認することに決定 しました。

長

次に、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から7番 まで、について、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から 7番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表3ページ目を御覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から7番まで、についてです。 貸し手人は 下吉田の ○○○○ 様、外5名様です。

借り手人は同じく下吉田の○○○ 様、外5名様です。

所在地は、大字下野 一本杉五 ○○○番、外18筆

地目は 田と畑、面積は合計で18,307㎡です。(田11,563㎡、畑6, 7 4 4 m<sup>2</sup>) です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年7ヶ月から5年で、 再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各

要件を満たしています。以上です。

議 長 それでは、嬉野町の分整理番号1番から7番までについて、質疑を行ないます。 質問、意見はありませんか。

委員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から7番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。 「全員挙手」

議長異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から7番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長 次に、移転・転貸についてです。

皆さんにお諮りします。移転・転貸について整理番号1番から21番までを 一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長はい、異議なしと認めます。移転・転貸について整理番号1番から21番まで、について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表4ページ目から6ページ目を御覧ください。

移転・転貸について、整理番号1番から21番までです。

貸し手人は、北下久間の 〇〇〇〇 様、外20名様、

これまでの借り手人は 南の 〇〇〇〇 様、

新たな借り手人は 同じく南の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字五町田 流海 ○○○番、外23筆、

地目は全て 田、 面積は合計で40,789㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は7ヶ月から7年7ヶ月です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長 それでは移転・転貸について、整理番号1番から21番までについて、質疑を 行ないます。

質問、意見はありませんか。

委員[「異議なし」と呼ぶ者あり]

無いようですので、採決に入ります。移転・転貸について、整理番号1番から 21番まで、については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手を お願いします。

「全員举手]

議長異議なしと認めます。

議

長

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 移転・転貸について、整理

番号1番から21番までは、原案どおり承認することに決定しました。

議長

次に、所有権の移転についてです。事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表7ページ目を御覧ください。

譲渡人は、佐賀市の 亡〇〇〇〇様相続財産管理人 弁護士 〇〇〇〇 様、 譲受人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様、 所在地は、大字真崎 一本谷 〇〇〇番、地目は 田、

面積は4,550㎡です。種類はあっせん、 利用目的は米、

売買価格は反当たり400,000円、全体で1,820,000円です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは所有権の移転について、質疑を行ないます。

質問、意見はありませんか。

委 員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 所有権の移転については、 原案のとおり承認することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議 長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について を議題と します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページ、整理番号1番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 北下久間の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 同じく北下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 一本谷 ○○○番○、外19筆、

詳細は5ページの別紙②をご覧ください。

地目は田と畑、面積は合計で10,516㎡

譲渡及び譲受理由は、親子間による生前一括贈与です。

図面は7ページから10ページを御覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可

することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番 については、原案どおり許可することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 静岡県富士宮市の ○○○○ 様、

譲受人は 下野辺田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 一本谷 ○○○番○、外11筆、

詳細は6ページの別紙③をご覧ください。

地目は田と畑、面積は合計で5,174m<sup>2</sup>

譲渡理由は、農業廃止によるもの、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。 売買価格については、譲渡人及び譲受人の双方から非公開の申し出があってい ます。

図面11ページから14ページを御覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

売買価格が公開できない理由はどうしてか。

事務局

承諾書をもらいに行く際、周りから売買価格について色々聞かれたそうです。 興味を持たれている人が多く、あえて言わないでくださいと双方からお願いが あっております。会長、局長と協議し、非公開としました。

議長

相談があり、価格について漏れた場合色々迷惑をかけることになるという判断で、皆さんにお諮りをしますけど非公開とすると決定しました。

委 員

○○さんは、売買後周りに迷惑かけないよう約束していると話された。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可 することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番 については、原案どおり許可することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議長 次に、議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について を議題と します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページ、整理番号1番です。

申請人は 長谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 多々良 ○○○番○、外1筆で、地目は田、

面積は合計で475㎡です。

農地区分は、第2種農地 用途目的は、共同住宅。

事由は、申請地は新幹線用地買収により残った農地で、隣接して高架橋が建っている状況であり、前面の道路も市により拡幅、側溝が新設整備されることもあり、共同住宅用地として利用するため転用したいということです。

東は道路、 西は雑種地、 南は里道・田、 北は田です。

図面は16ページと17ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 国道から離れたところでございますが、隣接する用地にはアパートが建つ予定 であります。地権者もすでにアパートを数十軒持っておられ、隣接する農地に影響ないと思われ地元民としては問題ないかと思います。

議 長 それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 新幹線と隣接して、農地としてより宅地としての利用価値があると思われ問題ないと思われます。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議

議

議

長

長

長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案の とおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページ、整理番号2番です。

申請人は 南下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 辻 ○○○番○、地目は畑、面積は103㎡です。

農地区分は、第2種農地 用途目的は、駐車場及び進入路の各用地として。

事由は、申請地は現在休耕地であり、自宅の建て替えに伴い、駐車場が公道に 面する必要があるため、駐車場及び進入路の各用地として利用するために転用し たいということです。

東は宅地、 西は畑、 南は宅地、 北は道路です。

図面は18ページと19ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 道路幅と駐車場の確保するため申請され、通路また小屋の屋根が少し農地に入っており始末書付きでございますが、地元の承諾も取られていることから問題な

いと思います。

議長それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 昭和50年頃通路を含め農機具小屋として作ってありますが、そのときに農地まで少し入り込んでいましたと説明がありました。35年も過ぎていることからいいと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員[「異議なし」と呼ぶ者あり]

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案の とおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議

長

議長はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号2番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<

議 長 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について、議題とい たします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書20ページ、整理番号1番です。

譲渡人は 下宿の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 井手川内の 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 様です。 所在地は、大字下宿 第七区画整理 〇〇〇番〇、

地目は畑、面積は93㎡です。

農地区分は、第3種農地 用途目的は宅地分譲です。

事由は、申請地は現在休耕地であり、譲受人の事業として1区画分の宅地分譲地に転用したいということです。

東は宅地・道路、西及び南は道路、北は宅地です。

売買価格は、反当たり 2 1,5 0 5,3 7 6 円、全体で 2,0 0 0,0 0 0 円です。図面は 2 1ページと 2 2ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 区画整理の土地であり、水路、下水道もあるため問題ないと思います。

議 長 森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 住宅団地と整備されているところですので問題ないと思います。

議長るれでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶものあり]

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

長

## 議 長 異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番 については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

# 議長

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

譲渡人は 広島市の ○○○○ 様、

譲受人は 下宿の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本杉五 ○○○番○

地目は畑、面積は444㎡です。農地区分は、第2種農地、

用途目的は、駐車場及び資材置場の各用地です。

事由は、申請地は休耕地であり、譲受人が型枠等一般土木業を経営しており、 現在の作業場が手狭のため、駐車場及び資材置場の各用地として転用したいとい うことです。

東は水路・宅地、 西は道路、 南は里道、 北は水路・里道です。

売買価格は、反当たり900,901円、全体で400,000円です。

図面は23ページと24ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

#### 議長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

#### 地域担当

休耕地で、駐車場と資材置き場として利用したい言うことです。地区の方にも 説明会をするそうです。周りに排水路もあり問題ないと思います。

## 議長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

#### 班 長

現場は雑種地のようなところであり、資材置場としては適当と思われ、建屋を建てる場合は日が差さなくなるのではと訪ねたところ、説明会をした折りに 了承されない場合は建てないと話された。資材置場としては問題ないかと思います。

# 議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

#### 委員

[「異議なし」と呼ぶものあり]

# 議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

#### 議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番 については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

**送** 目

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局

整理番号3番です。

譲渡人は 佐賀市の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 東吉田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 榎坂 ○○○番○ 外2筆、

地目は畑 面積は合計で497㎡、農地区分は、第2種農地、

用途目的は、駐車場及び資材置場の各用地です。

事由は、申請地隣接の空き家(宅地、吉田○○○番地○)の購入にあたり、駐車場及び資材置場の各用地が不足しているため、これらの用地として転用したいということです。

東は山林・畑、 西は宅地・道路、 南は畑、 北は畑・宅地です。

売買価格は、反当たり201,207円、全体で100,000円です。

図面は25ページと26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

地域担当

長

議

峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

家屋が三年ほど前から空き家となっており、後継者も娘さんばかりで市外におられます。空き家を利用し、県の補助を受けイノシシを捕獲したのを処理するため、家付きの農地を購入し、車庫と資材置き場をつくり利用したいとのことです。 周りの家もなく問題ないと思います。

議長森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 説明のとおり問題ないと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議 長 異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番 については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様

譲受人は 佐賀市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 泉水 ○○○番○ 外2筆、

地目は畑 面積は合計で2,820㎡です。

農地区分は、第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置用地です。

事由は、申請地は、今後農業を行う見込みはなく、売却を検討していた農地であったため、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。

東は畑・道路、西は道路、南及び北は畑です。

売買価格は、反当たり308,511円、全体で870,000円です。

図面は27ページと28ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 杉﨑委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 この物件は、○○○○の代理人が説明に来られ、印鑑をくださいといわれ、○ ○○○さんは過去事例を説明し、周りの同意をもらってから最後に来てください とはなし、隣接の同意、近くの住宅の同意ををもらっていたため、私の承諾はし ました。

議長森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 この辺は、太陽光の団地化としているような所です。問題ないかと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番 については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。 お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委 員 [「無し」と呼ぶものあり]

議長 それでは、会議を閉じます。 第5期嬉野市農業委員会第11回定例総会を閉会します。

( 午後 2 時 55 分 閉会 )